

可部学区地域運営委員会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、可部学区地域運営委員会（以下「可部 LMO」という。）と称する。

(目 的)

第2条 可部 LMO は、住民及び地域の関係者が楽しさや、やりがいを感じながら、地域主体のまちづくりを推進していくことにより、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティを実現することを目的とする。

(取 組)

第3条 可部 LMO は、前条の目的を達成するため、可部学区内に居住（所在）する全住民（法人を含む。）を対象として、次の取組を行う。

- (1) 住民及び各種団体との連携及び協力並び連絡調整に関すること。
- (2) 地域の情報共有に関すること。
- (3) 地域の将来像の共有に関すること。
- (4) 地域課題の解決に向けた事業の企画・検討及び実施に関すること。
- (5) まちづくりの計画の策定及び更新に関すること。
- (6) 地域の住民への広報に関すること。
- (7) 行政等への地域課題の情報提供・支援活動の提言に関すること。
- (8) その他、可部 LMO の目的達成に必要なこと。

(構成団体及び委員)

第4条 可部 LMO は、別表に掲げる各種団体をもって構成し、前条の取組に従事する者を委員として組織する。

2 委員の人数は、別表で定めるところによる。

(事務局)

第5条 可部 LMO の事務局は、可部学区集会所（広島市安佐北区可部三丁目4 6 番 3 号）に置く。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。

- 3 事務局長は、会計を除く一切の事務を処理する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐する。

第2章 役員

(役員の種類)

第6条 可部 LMO に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 役員は、委員の中から総会において選任する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、可部 LMO を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、会長の指示を受け可部 LMO の事務を処理する。
- 4 会計は、可部 LMO の会計を担当する。
- 5 監事は、可部 LMO の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、同一の役員連続した任期は、3期6年までとする。それを超えるときは、役員会で協議のうえ、総会で承認を得ることとする。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 役員会

(役員会の構成員)

第10条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 事業計画により役員以外の委員の出席を求めることができる。

(役員会の審議事項)

第11条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) 可部 LMO の運営に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(役員会の開催)

第12条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員会の構成員の3分の1以上から請求があったとき。

(役員会の議長)

第13条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第14条 役員会は、役員会の構成員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(役員会の議決)

第15条 役員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した役員会の構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の書面表決等)

第16条 止むを得ない理由のため役員会に出席できない役員会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の役員会の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第15条及び前条の規定の適用については、その役員会の構成員は出席したものとみなす。

(役員会の議事録)

第17条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員会の構成員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名をしなければならない。

(役員会の議事録の公開)

第18条 可部学区内に居住する住民が、役員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の組織)

第20条 総会は、委員をもって組織する。

(総会の審議事項)

第21条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) まちづくりの計画に関する事項
- (4) 役員及び委員の選任・解任に関する事項
- (5) 部会の構成員に関する事項
- (6) 規約に関する事項
- (7) 一括交付金の配分計画に関する事項
- (8) その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第22条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、年1回5月までに開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 委員の3分の1以上から請求があったとき。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、会長が行う。

(総会の定足数)

第24条 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第24条及び前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名をしなければならない。

(総会の公開)

第28条 可部学区内に居住する住民は、総会を傍聴することができる。

- 2 傍聴する者は、総会開催の前日までに会長の許可を得た場合には、自己の意見を表明することができる。
- 3 可部学区内に居住する住民が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第5章 部 会

(部 会)

第29条 可部 LMO に、必要とした場合、部会をもうけることができる。その際に必要とする規則については、別途、協議をするものとする。

第6章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第30条 可部 LMO の事業計画及び予算は、役員会において原案を作成し、総会の議決をもって定めなければならない。

- 2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
- 3 第1項の規定により定めた事業計画及び予算は、ホームページや広報紙などの方法により公表する。

(事業報告及び決算)

第31条 可部 LMO の事業報告及び決算は、役員会において原案を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認された事業報告及び決算は、ホームページや広報紙などの方法により公表する。

(経 費)

第32条 可部 LMO の運営に要する経費は、会費、寄附金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第33条 可部 LMO の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第34条 可部 LMO は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 可部学区内に居住する住民が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

第8章 雑則

(細則)

第36条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

(附則)

この規約は、令和 6年 8月 24日から施行する。

No.	構 成 団 体	委員数
1	可部地区社会福祉協議会	1 名
2	可部学区町内会自治会連絡協議会	1 名
3	可部学区自主防災会連合会	1 名
4	可部学区公衆衛生推進協議会	1 名
5	可部学区防犯組合連合会	1 名
6	可部地区青少年健全育成連絡協議会	1 名
7	可部地区民生委員児童委員協議会	1 名
8	可部学区体育協会	1 名
9	安佐北交通安全協会 可部支部	1 名
10	可部学区女性会	1 名
11	広島市立可部小学校	1 名
12	広島市立可部小学校 P T A	1 名
13	広島市立可部中学校	1 名
14	広島市立可部中学校 P T A	1 名
15	亀北親和会	1 名
16	九品寺町内会	1 名
17	城表町内会	1 名
18	城裏町内会	1 名
19	上市町内会	1 名
20	下之町町内会	1 名
21	一丁目町内会	1 名
22	慶安町内会	1 名
23	吹屋町内会	1 名
24	上仮屋町内会	1 名
25	川原町内会	1 名

26	二丁目町内会	1 名
27	三丁目町内会	1 名
28	可部駅前町内会	1 名
29	上ヶ市町内会	1 名
30	森ノ下町内会	1 名
31	上中一区町内会	1 名
32	上中二区町内会	1 名
33	上中三区町内会	1 名
34	上中四区町内会	1 名
35	上中五区町内会	1 名
36	グランシャリオ可部中央自治会	1 名
37	可部中野住宅自治会	1 名
38	緑ヶ丘一区町内会	1 名
39	緑ヶ丘二区町内会	1 名
40	緑ヶ丘三区町内会	1 名
41	温泉ヶ丘町内会	1 名
42	光善坊自治会	1 名
43	水主町自治会	1 名
44	藤の森町内会	1 名
45	上原台自治会	1 名
46	新建自治会	1 名
47	東原町内会	1 名
48	台上市住自治会	1 名
49	台中市住自治会	1 名
50	台新町内会	1 名
51	大野自治会	1 名

52	中河内自治会	1 名
53	姫瀬自治会	1 名
54	藤の森第 2 町内会	1 名
55	可部夢街道まちづくりの会(花の散歩道を含む)	1 名
56	可部夢街道まつり実行委員会	1 名
57	NPO法人ウイングかべ(可笑屋)	1 名
58	可部カラスの会	1 名
59	可部ガイドクラブの会	1 名
60	高松神社大文字保存会	1 名
61	えびす会	1 名
62	明神社祭の会実行委員会	1 名
63	福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会	1 名
64	可部学区集会所運営委員会	1 名
	合 計	6 4 名
	以下余白	